号外 第29号 平成 18 年 6 月 30 日 (金)

(毎週 月・水・金発行)

#### 目 次

		余		1 <del>9</del> 1J																													
C	)熊	本場	! 議	会	の	議	員	そ	の	他	非常	常茧	力の	職	員	$\mathcal{O}$	公	務	災氰	害衤	甫償	等	に	関す	つる	条	例						
		一音																										人		事	課)	3	3
C		益污																															
	条	例																									(			"	)	4	4
		本場																										税		務	課)	4	4
C	)熊	本場	国	定	資	産	評	価:	審	議:	会乡	条例	削等	<i>€</i> Ø	) —	部	を	改	正了	する	る条	例											
																															(室》		5
																												光	物	産糸	(室	(	5
C		本県																															
																												体	育	保候	と 課)	-	7
C		本県																															
		正す																										. ш	察	本	部)	-	7
C	)熊	本場	!警	察	0	職	員	O) !	特	殊	勤衤	务月	5 坐	iK	関	す	る	条	例(	カ -	一部	を	改〕	正す	つる	条	例(			"	)	12	2

# 本号で公布された条例のあらまし

# ◇熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例

- 地方公務員災害補償法が一部改正されたことに伴い、関係規定を整備すること とした。
  - (1)住居と勤務場所との間の往復としていた通勤の定義を以下のとおりに改め ることとした。

(第2条第7項関係)

- 住居と勤務場所との往復
- 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場 所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反し て就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除 < 。)
- ①に掲げる往復に先行し、又は継続する住居間の移動(規則で定める要 件に該当するものに限る。)
- (2)
- 「等級」を「傷病等級」に改めることとした。(第7条の2第1項関係) 「等級」を「障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改めることと (3)した。(第8条、第11条第1項、附則第2条の3第1項、附則第2条の4第 2項、別表第2関係)
- 「この表に定める等級に応ずる障害に関しては、法の別表の例による。」 を「この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定する ところによる。」に改めることとした。(別表第2備考関係)
- この条例は、公布の日から施行し、 この条例による改正後の熊本県議会の議員 その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ((3) において「新条例」 という。)の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用することとした。(附則第 1 項 関係)
- 新条例第2条第7項及び第8項の規定は、平成18年4月1日(この項におい 「適用日」という。)以後に発生した事故に起因する通勤による災害について 適用し、適用日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従 前の例によることとした。(附則第2項関係)

#### ◇公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

- 労働者災害補償保険法の一部改正及び通勤の範囲の改定等のための国家公務員 災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行により通勤の 範囲が改定されたことに伴い、関係規定を整備することとした。(第5条関係)
- 有限会社制度が廃止され、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関す る法律第10条第1項が改正されたことに伴い、「又は有限会社」を削ることとし

た。(第10条関係)

この条例は、公布の日から施行することとした。

# ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 個人県民税
  - (1) 平成20年度から、損害保険料控除を改組し、地震等による損害により生じ た損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係 る地震等による損害の部分の保険料又は掛金を総所得金額等から控除する地 震保険料控除が設けられたことによる規定の整理を行うこととした。(第28 条関係)
  - (2)平成 19 年度分以後の年度分の所得割(退職所得の分離課税に係る所得割に ついては平成19年1月1日以後の支払いに係るもの)の税率を一律4%とす ることとした。(第29条第1項、第35条の4関係)
  - 平成19年度から、市町村に交付する徴収取扱費の算定の基礎のうち、納税 通知書等の数及び個人県民税収入額を、納税義務者の数に改める。また、配 当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、個人県民税の所得割の額か ら控除することができなかった金額に相当する金額を、徴収取扱費の算定に おいて加算することとした。(第35条第1項関係)
  - 平成18年度をもって、定率による税額控除を廃止することとした。(旧条 例附則第17条第1項関係)
- (5) その他、関係規定の整理を行うこととした。(第35条第2項及び第3項関係) 法人事業税
- 法人の事業税の税率の特例を本則の制度とすることとした。(第41条、旧 条例附則第17条第2項関係)
- その他、関係規定の整理を行うこととした。(附則第6条の3関係)
- 自動車税・軽油引取税

関係規定の整理を行うこととした。(第101条第1項、第136条第1項及び第2 項並びに第140条の2第1項関係)

- この条例において引用する地方税法施行令及び地方税法施行規則の条項を明確 にするための関係規定の整理を行うこととした。(附則第9条、附則第12条関係)
- この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(3) の改 正中、第136条第1項及び第2項、第140条の2第1項並びに(4)に関するも のは公布の日から、(1)②の改正中、第35条の4に関するものは平成19年1月 1日から、(1) ①は平成20年1月1日から、(3) の改正中、第101条第1項に 関するものは道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)施行 の日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

# ◇熊本県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例

- 熊本県固定資産評価審議会の庶務を行う組織を「総務部地方課」から「総務部」 に改めることとした。(第1条関係)
- 熊本県防災会議の庶務を行う組織を「総務部防災消防課」から「総務部」に改 めることとした。(第2条関係)
- 熊本県災害対策本部の庶務を行う組織を「総務部防災消防課」から「総務部」 に改めることとした。(第3条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例

- 熊本県野外劇場の管理に指定管理者制度の導入を図る等のため次の規定を整備 することとした。
  - 業務を行わない日に係る規定を定めることとした。(第4条関係)
  - 業務を行う時間に係る規定を定めることとした。(第5条関係)

  - 使用の許可の基準に係る規定を定めることとした。(第7条関係) 指定管理者による管理に係る規定を定めることとした。(第11条関係)
  - 指定管理者の業務に係る規定を定めることとした。(第12条関係)
  - 熊本県野外劇場に利用料金制を導入することに伴い、利用料金制に係る規 定を定めることとした。(第13条関係)
  - 原状回復義務に係る規定を定めることとした。(第14条関係) (7)
- 損害賠償に係る規定を定めることとした。(第15条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

# ◇熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改 正する条例

- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める 政令(昭和32年政令第283号)に定める基準と同じ規定内容とするため、関係規 定を整備することとした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。 この条例による改正後の熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害

補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例によることとした。

# ◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 別表の位置の欄の表記の改正

荒尾、水俣、人吉、天草、牛深警察署の位置の表記を改めることとした。

2 別表の管轄区域の欄の表記の改正

- (1) 牛深警察署の管轄区域を「天草市のうち平成18年3月26日における牛深市、天草郡天草町(同町大江のうち通称向辺田地区)及び同郡河浦町の区域」から「天草市のうち天草町(大江向)、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町、二浦町亀浦、二浦町早浦」に改めることとした。
- (2) 熊本北、南、東、氷川警察署の管轄区域の町名を改正の便宜を図るため 50 音順に規定するなど表記の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

# ◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 死体処理作業のうち、感染症又は結核に感染した状態にある人の死体の処理作業に係る特殊作業の内容及び手当の額について、規定を整備することとした。 (別表第13号作業関係)
- 2 この条例は、平成18年7月1日から施行することとした。

# 条 例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

# 熊本県条例第56号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年熊本県条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第2条第7項を次のように改める。

- 7 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。
  - (1) 住居と勤務場所との往復
  - (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)
  - (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は継続する住居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限る。)

第2条に次の1項を加える。

- 8 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。
  - 第7条の2第1項中「等級」を「傷病等級」に改める。
  - 第8条中「等級」を「障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第11条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の3第1項及び附則第2条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第2の表中「等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。

#### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 新条例第2条第7項及び第8項の規定は、平成18年4月1日(この項において「適用日」という。)以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、適用日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 子 潮 谷 義

#### 熊本県条例第57号

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例 (平成13年熊本県条例第53号)の -部を次のように改正する。 第5条中「通勤」の次に「(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和

42年法律第121号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。)」を加える。 第10条中「又は有限会社」を削る。

附 ][]

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 子 谷 義

#### 熊本県条例第58号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第28条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第29条第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、 100分の4を乗じて得た金額とする。 第35条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号を次のように改める。

各年度において賦課決定 (既に賦課していた税額を変更するものを除く。)をさ れた個人の県民税の納税義務者の数を施行令第8条の3に規定する金額に乗じて得 た金額

第 35 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除するこ とができなかった金額を法第314条の8第3項の規定により適用される同条第2項 の規定によって市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することがで きなかった金額に相当する金額

第35条第2項各号中「までに払い込まれた個人の県民税に係る」を「までの期間の」に 改め、同条に次の1項を加える。

地域振興局長等は、市町村長から、前項の規定による報告があった場合は、その報告 があった日から30日以内に、徴収取扱費を当該市町村に交付するものとする。

第35条の4を次のように改める。 (分離課税に係る所得割の税率)

第35条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の4とする。

第 41 条 第 1 項 第 1 号 ウ の 表 中 「100 分 の 4.4」を 「100 分 の 3.8」に、「100 分 の 6.6」を 「100 分の 5.5」に、「100 分の 8.6」を「100 分の 7.2」に改め、同項第 2 号の表中「100 分の 5.6」を「100 分の 5」に、「100 分の 7.5」を「100 分の 6.6」に改め、同項第 3 号の表中「100 分の 5.6」を「100 分の 5」に、「100 分の 8.4」を「100 分の 7.3」に、「100 分の 11」を「100 分の 9.6」に改め、同条第 2 項第 1 号の表中「100 分の 5.6」を「100 分の 5」に、「100 分の 7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第2号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の8.4」を「100分の7.3」に、「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同条第3項中 「100 分の 1.5」を「100 分の 1.3」に改め、同条第 4 項第 1 号ウ中「100 分の 8.6」を「100 分の 7.2」に改め、同号エ中「100 分の 11」を「100 分の 9.6」に改め、同項第 2 号中「100 分の 7.5」を「100 分の 6.6」に改め、同項第 3 号中「100 分の 11」を「100 分の 9.6」に改め る。

第 101 条第 1 項第 3 号ア(ア)中「一般乗合用のもの」の次に「(道路運送法(昭和 26 年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以 下自動車税について同様とする。)」を加える。 第136条第1項及び第2項中「営業」を「事業」に改める。

第140条の2第1項第2号中「営業所」を「事務所又は事業所」に改める。

附則第6条の3を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)

第6条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する

各事業年度に係る所得割については、第41条第1項第2号中 | 各事業年度の所得のうち年400

万円を超える金額及び清算所得

とあるのは 100分の6.6

各事業年度の所得のうち年 各事業年度の所得のうち年

400 万円を超え年 10 億円以下の金額及び清算所得100 分の 6.610 億円を超える金額100 分の 7.9

と、同条第4項第2号ア中「100

分の 6.6」とあるのは「100 分の 6.6(各事業年度の所得のうち年 10 億円を超える金額については、100 分の 7.9)」とする。

附則第9条第2項中「政令で定める」を「施行令附則第10条の2に規定する」に、「総務省令で定める許容限度」を「省令附則第5条の2第1項各号に規定する許容限度」に、「総務省令で定めるもの」を「同条第2項に規定するもの」に改め、同条第3項中「総務省令で定める」を「省令附則第5条の2第4項に規定する」に改め、同条第4項中「総務省令で定める」を「省令附則第5条の2第5項に規定する」に改め、同条第5項中「総務省令で定めるもの(第3項」を「省令附則第5条の2第6項に規定するもの(第3項」に改める。

附則第12条第5項中「総務省令で定める」を「省令附則第12条の2第1項に規定する」に改め、同条第6項中「総務省令で定める」を「省令附則第12条の2第2項に規定する」に改め、同条第8項中「排出ガス保安基準で総務省令で定める」を「排出ガス保安基準で省令附則第12条の2の2第5項に規定する」に、「基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定める」を「基準エネルギー消費効率以上のもので同条第6項に規定する」に、「重量車基準適合車で総務省令で定める」を「重量車基準適合車で省令附則第12条の2の2第7項に規定する」に改める。

附則第17条を削り、附則第18条を附則第17条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第136条第1項及び第2項、第140条の2第1項、附則第9条第2項から第5項 まで並びに附則第12条第5項、第6項及び第8項の改正規定 公布の日
  - (2) 第35条の4の改正規定 平成19年1月1日
  - (3) 第28条の改正規定 平成20年1月1日
  - (4) 第 101 条第 1 項の改正規定 道路運送法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律 第 40 号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

- 2 改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)第29条第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成18年度分までの個人の県民税については、第5項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中分離課税に係る所得割(法第50条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等(法第50条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 4 新条例第28条の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、 平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第35条第1項第1号の規定は、平成19年度において賦課決定をされた個人の 県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度 以前において賦課決定をされたものに限る。)に係る徴収取扱費については、なお従前の 例による。

(事業税に関する経過措置)

6 新条例第 41 条及び新条例附則第 6 条の 3 の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税 (清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前に解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

熊本県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第59号

熊本県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例

(熊本県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第1条 熊本県固定資産評価審議会条例 (昭和37年熊本県条例第53号) の一部を次のように改正する。

第4条中「地方課」を削る。

(熊本県防災会議条例の一部改正)

第2条 熊本県防災会議条例(昭和37年熊本県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条中「防災消防課」を削る。

(熊本県災害対策本部条例の一部改正)

第3条 熊本県災害対策本部条例 (昭和37年熊本県条例第55号) の一部を次のように改正する。

第5条中「防災消防課」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第60号

熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例

熊本県野外劇場条例(昭和62年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。 第8条を第16条とし、第7条を第10条とし、同条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

- 第11条 野外劇場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下 「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により野外劇場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条 の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事 の承認を得て、野外劇場の業務を行わない日を変更し、若しくは別に定め、又は業務を 行う時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により野外劇場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8 条までの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により野外劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定 管理者が野外劇場の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(前項の規定 により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許 可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により野外劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定 管理者が野外劇場の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第3項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の 許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

- 第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 第3条各号に掲げる業務
  - (2) 野外劇場の使用の許可に関する業務
  - (3) 野外劇場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が野外劇場の管理上必要と認める業務 (利用料金)
- 第13条 第9条第1項の規定にかかわらず、野外劇場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に野外劇場の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。
- 2 利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は 還付をすることができる。

(原状回復義務)

- 第 14 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった野外劇場の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。 (損害賠償)
- 第15条 故意又は過失により野外劇場の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。 第6条を第9条とする。

第5条中「前条第1項」を「第6条第1項」に、「前条第2項」を「第6条第2項」に 改め、同条を第8条とする。

第4条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の基準)

- 第7条 知事は前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、許可をしないことができる。
  - (1) 野外劇場における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
  - (2) 野外劇場の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
  - (3) その他使用させることが野外劇場の管理上支障があると認められるとき。第3条の次に次の2条を加える。

(業務を行わない日)

- 第4条 野外劇場の業務を行わない日は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 水曜日 (水曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定により休日とされる日に当たるときは、その翌日)
  - (2) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に該当する日を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたときは、同項の業務を行わない日を変更し、又は別に業務を行わない日を定めることができる。 (業務を行う時間)
- 第5条 野外劇場の業務を行う時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたときは、同項の業務を行う時間を変更することができる。

別表中「(第6条関係)」を「(第9条、第13条関係)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第61号

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改 正する条例

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和 34 年熊本県条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第1条中「昭和32年法律第143号、」を「昭和32年法律第143号。」に、「法第3条に規定する補償」を「公務上の災害(負傷、疾病又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)」に改める。

第2条を削り、第3条中「負傷、疾病、障害又は死亡」を「災害」に、「実施機関」を「教育委員会」に改め、「法第3条に規定する」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

- 第3条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関して必要な事項については、この条例で定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)の規定の例による。
  - 第2章の章名を削る。
  - 第4条から第23条までを削る。
  - 第3章の章名を削る。
  - 第24条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とする。
  - 第25条の見出し中「規則等」を「教育委員会規則」に改め、同条を第5条とする。
  - 附則第1条の2から第4条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。
  - 別表第1から別表第4までを削る。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日(この項において「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をこ こに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

# 熊本県条例第62号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

熊

新土河原二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、新港-丁目、新港二丁目、十禅寺一丁目、十禅寺二丁目、十禅寺三丁目、十禅寺町、城山大塘一丁目、城山大塘二丁目、城山大塘三丁目、城山大塘四丁目、城山大 塘五丁目、城山大塘六丁目、城山大塘七丁目、城山上代町、城山下代町、城山 半田町、城山薬師町、砂原町、銭塘町、田井島一丁目、田井島二丁目、田井島 三丁目、高橋町一丁目、高橋町二丁目、田崎一丁目、田崎二丁目、田崎三丁目、 田崎本町、田崎町、谷尾崎町、田迎一丁目、田迎二丁目、田迎三丁目、田迎四 丁目、田迎五丁目、田迎六丁目、田迎町大字田井島、田迎町大字良町、段山本 町、近見一丁目、近見二丁目、近見三丁目、近見四丁目、近見五丁目、近見六 丁目、近見七丁目、近見八丁目、近見九丁目、近見町、土河原町、戸坂町、鳶 町一丁目、鳶町二丁目、中島町、中唐人町、中原町、中無田町、並建町、西阿 弥陀寺町、西唐人町、二本木一丁目、二本木二丁目、二本木三丁目、二本木四 丁目、二本木五丁目、野口一丁目、野口二丁目、野口三丁目、野口四丁目、野 野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野中一丁目、野中二丁目、野中 三丁目、萩原町、畠口町、八王寺町、八分字町、浜口町、春竹町大字春竹、東 阿弥陀寺町、日吉一丁目、日吉二丁目、平田一丁目、平田二丁目、古桶屋町、 古大工町、平成一丁目、平成二丁目、平成三丁目、本荘一丁目、本荘二丁目、 本荘三丁目、本荘四丁目、本荘五丁目、本荘六丁目、本荘町、孫代町、松尾町 上松尾、松尾町近津、松尾町平山、馬渡一丁目、馬渡二丁目、美登里町、南熊 本一丁目、南熊本二丁目、南熊本三丁目、南熊本四丁目、南熊本五丁目、南高 江一丁目、南高江二丁目、南高江三丁目、南高江四丁目、南高江五丁目、南高 江六丁目、南高江七丁目、南高江町、宮内、御幸木部一丁目、御幸木部二丁目、 御幸木部三丁目、御幸木部町、御幸西一丁目、御幸西二丁目、御幸西三丁目、 御幸西四丁目、御幸西無田町、御幸笛田一丁目、御幸笛田二丁目、御幸笛田三 丁目、御幸笛田四丁目、御幸笛田五丁目、御幸笛田六丁目、御幸笛田七丁目、 御幸笛田八丁目、御幸笛田町、迎町一丁目、迎町二丁目、無田口町、元三町、 元三町一丁目、元三町二丁目、元三町三丁目、元三町四丁目、元三町五丁目、 本山一丁目、本山二丁目、本山三丁目、本山四丁目、本山町、八島一丁目、八 島二丁目、八島町、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡 五丁目、八幡六丁目、八幡七丁目、八幡八丁目、八幡九丁目、八幡十丁目、八 幡十一丁目、良町一丁目、良町二丁目、良町三丁目、良町四丁目、良町五丁目、 弥生町、横手一丁目、横手二丁目、横手三丁目、横手四丁目、横手五丁目、世 安町、万町一丁目、万町二丁目、流通団地一丁目、流通団地二丁目、蓮台寺-丁目、蓮台寺二丁目、蓮台寺三丁目、蓮台寺四丁目、蓮台寺五丁目

#### 熊本県熊本熊本市東町 東警察署

熊本市のうち

三丁目

秋津一丁目、秋津二丁目、秋津三丁目、秋津新町、秋津町秋田、秋津町沼山津、 石原一丁目、石原二丁目、石原三丁目、石原町、出水一丁目、出水二丁目、出 水三丁目、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、 画図東一丁目、画図東二丁目、画図町大字上無田、画図町大字重富、画図町大 字下江津、画図町大字下無田、画図町大字所島、江津一丁目、江津二丁目、江 津三丁目、江津四丁目、榎町、大江二丁目(8番から20番まで。)、尾ノ上-丁目、尾ノ上二丁目、尾ノ上三丁目、尾ノ上四丁目、帯山一丁目、帯山二丁目、 带山三丁目、带山四丁目、带山五丁目、帯山六丁目、帯山七丁目、帯山八丁目、 带山九丁目、小峯一丁目、小峯二丁目、小峯三丁目、小峯四丁目、小山一丁目、 小山二丁目、小山三丁目、小山四丁目、小山五丁目、小山六丁目、小山七丁目、 小山町、鹿帰瀬町、上京塚町、上水前寺一丁目、上水前寺二丁目、上南部一丁 目、上南部二丁目、上南部三丁目、上南部四丁目、上南部町、京塚本町、神水 一丁目、神水二丁目、神水本町、健軍一丁目、健軍二丁目、健軍三丁目、健軍 四丁目、健軍五丁目、健軍本町、健軍町、神園一丁目、神園二丁目、国府一丁 目(白山校区を除く。)、国府二丁目(白山校区を除く。)、湖東一丁目、湖東 二丁目、湖東三丁目、御領一丁目、御領二丁目、御領三丁目、御領四丁目、御 領五丁目、御領六丁目、御領七丁目、御領八丁目、栄町、桜木一丁目、桜木二 丁目、桜木三丁目、桜木四丁目、桜木五丁目、桜木六丁目、佐土原一丁目、佐 土原二丁目、佐土原三丁目、三郎一丁目、三郎二丁目、下江津一丁目、下江津二丁目、下江津三丁目、下江津四丁目、下江津五丁目、下江津六丁目、下江津 七丁目、下江津八丁目、下南部一丁目、下南部二丁目、下南部三丁目、昭和町、 新大江一丁目 (7番から27番まで。)、新大江二丁目、新大江三丁目、新生一丁目、新生二丁目、新南部一丁目、新南部二丁目、新南部三丁目、新南部四丁目、新南部五丁目、新南部六丁目、新外二丁目、新外二丁目、新外二丁目、新 外四丁目、水源一丁目、水源二丁目、水前寺一丁目、水前寺二丁目、水前寺三 丁目、水前寺四丁目、水前寺五丁目、水前寺六丁目、水前寺公園、月出一丁目、 月出二丁目、月出三丁目、月出四丁目、月出五丁目、月出六丁目、月出七丁目、 月出八丁目、戸島一丁目、戸島二丁目、戸島三丁目、戸島四丁目、戸島五丁目、 戸島六丁目、戸島七丁目、戸島西一丁目、戸島西二丁目、戸島西三丁目、戸島

		西四丁目、戸島西五丁目、戸島西六丁目、戸島西七丁目、戸島本町、戸島町、渡鹿一丁目、渡鹿二丁目、渡鹿二丁目、渡鹿二丁目、渡鹿二丁目、接鹿二丁目、長嶺西二丁目、長嶺西二丁目、長嶺東二丁目、長嶺東二丁目、長嶺東二丁目、長嶺東二丁目、長嶺東二丁目、長嶺東二丁目、長嶺東二丁目、長嶺東二丁目、長嶺東二丁目、長嶺東二丁目、長嶺東二丁目、長嶺南二丁目、長嶺南二丁目、長嶺南二丁目、長嶺南二丁目、長嶺南二丁目、長嶺南二丁目、長嶺南二丁目、西原二丁目、西原二丁目、沿山津一丁目、沿山津二丁目、沼山津三丁目、沼山津四丁目、江田、江田、江田、八反田二丁目、八反田二丁目、北立二丁目、北立二丁目、北立二丁目、北立二丁目、北立二丁目、北立二丁目、東野四丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町三丁目、東町三丁目、東町三丁目、田里三丁目、出ノ内二丁目、山ノ内三丁目、山ノ内二丁目、山ノ内二丁目、山ノ内三丁目、岩葉二丁目、若葉二丁目、若葉二丁目、若葉二丁目、若葉二丁目、若葉二丁目、若葉二丁目、若葉二丁目、若葉二丁目、若葉二丁目、若葉二丁目、若葉二丁目、若葉二丁目、若並二下目、若葉二丁目、若並二下目、若正丁目、若正丁目、若正丁目、若正丁目、若正丁目、若正丁目、若正丁目、若正丁
熊本県玉名 警察署	玉名市	玉名市 玉名郡玉東町、和水町、南関町
熊本県荒尾 警察署	荒尾市	荒尾市 玉名郡長洲町
熊本県山鹿 警察署	山鹿市	山鹿市 鹿本郡植木町
熊本県菊池 警察署	菊池市	<b>菊</b> 池市
熊本県大津 警察署	菊池郡大津 町	合志市 菊池郡大津町(熊本空港の範囲を除く。)、菊陽町(熊本空港、同空港の誘導路 に隣接する空港外の施設並びに同空港に隣接する国土交通大臣の管理地及び熊 本空港給油施設株式会社の範囲を除く。) 阿蘇郡西原村
熊本県小国 警察署	阿蘇郡小国 町	阿蘇郡南小国町、小国町
熊本県阿蘇 警察署	阿蘇市	阿蘇市 阿蘇郡産山村
熊本県高森 警察署	阿蘇郡高森町	阿蘇郡高森町、南阿蘇村
熊本県御船 警察署	上益城郡御 船町	上益城郡御船町、嘉島町、益城町(熊本空港、同空港の誘導路に隣接する空港外 の施設及び同空港に隣接する国土交通大臣の管理地の範囲を除く。)、甲佐町
熊本県山都 警察署	上益城郡山 都町	上益城郡山都町
熊本県宇城 警察署	宇城市	宇土市 宇城市 下益城郡城南町、富合町、美里町
熊本県八代 警察署	八代市	八代市のうち 熊本県氷川警察署の管轄区域を除く区域
熊本県氷川 警察署	八代郡氷川町	八代市のうち 泉町柿迫、泉町栗木、泉町久連子、泉町椎原、泉町下岳、泉町仁田尾、泉町葉 木、泉町樅木、鏡町有佐、鏡町内田、鏡町貝洲、鏡町鏡、鏡町鏡村、鏡町上鏡、

熊

		鏡町北新地、鏡町塩浜、鏡町芝口、鏡町下有佐、鏡町下村、鏡町中島、鏡町野 崎、鏡町宝出、鏡町両出、東陽町河俣、東陽町北、東陽町小浦、東陽町南 八代郡氷川町
熊本県芦北 警察署	葦北郡芦北 町	葦北郡芦北町
熊本県水俣 警察署	水俁市	水俣市 葦北郡津奈木町
熊本県人吉 警察署	人吉市	人吉市 球磨郡錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村
熊本県多良 木警察署	球磨郡多良 木町	球磨郡あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村
熊本県天草 警察署	天草市今釜 新町	天草市のうち 熊本県牛深警察署の管轄区域を除く区域 天草郡苓北町
熊本県上天 草警察署	上天草市	上天草市
熊本県牛深 警察署	天草市久玉 町	天草市のうち 天草町(大江向)、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町、二浦町亀浦、 二浦町早浦

附則 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第63号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 41 号)の一部 を次のように改正する。

別表第13号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

感染症死体処理作業(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条に規定する感染症のうち、一類感染症、二類感染症、四類感染症(E型肝炎及び A型肝炎に限る。)若しくは五類感染症(ウイルス性肝炎(E型肝炎及び A型肝炎を除く。)に限る。)又は結核(以下「支給対象感染症」という。)に感染した状態にある人の死体の処理作業をいう。)

刑事調査官及びこれ に準ずる職にある警 察職員で人事委員会 の定めるもの

1体につき 3,490円 死体解剖の補助作業 に従事した警察職員 1体につき 3,490円 その他の警察職員 1体につき 1,890円 (心身に著しい負担 を与えると人事委員 会が認める作業に従 事した場合にあって は、3,490円)

死体処理作業(支給対象感染症に感染した 状態にある人の死体の処理作業を除く。) 刑事調査官及びこれ に準ずる職にある警 察職員で人事委員会 の定めるもの 1 体につき 3,200 円 死体解剖の補助作業

に従事した警察職員

1体につき 3,200円 その他の警察職員 1体につき 1,600円 (心身に著しい負担 を与えると人事委員 会が認める作業に従 事した場合にあって は、当該額にその100 分の100に相当する

額を加算した額)

附則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。